

田沢湖・角館・西木合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、田沢湖・角館・西木合併協議会規約(以下「規約」という。)第14条第3項の規定に基づき、田沢湖・角館・西木合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 協議会の会議に関すること
- 二 協議会の協議資料の作成に関すること
- 三 協議会の庶務に関すること
- 四 その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に局長、副局長、次長、班長その他必要な職員を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて秋田県職員を事務局の職員として派遣要請することができるものとする。
- 3 分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

- 2 副局長は、局長を補佐し、局長に事故あるとき、又は局長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 次長は、局長及び副局長の指揮監督を受け、班相互間の連絡及び調整を行う。
- 4 班長は、局長、副局長及び次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。
 - 一 分掌する事務の総括管理
 - 二 所属職員の指揮監督
- 5 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- 一 協議会の運営に関する基本的方針の決定
- 二 協議会に提案する事案の決定
- 三 協議会の予算及び決算
- 四 規程、要綱等の制定改廃
- 五 その他重要な事項

(専決事項)

第6条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- 一 歳入の調定及び収入に関すること
- 二 1件の金額が20万円以下の歳出の支出負担及び支出命令に関すること
- 三 物品及び現金の出納に関すること
- 四 職員の休暇及び職務免除に関すること
- 五 職員の時間外勤務、休日勤務及び勤務時間の振替命令に関すること
- 六 職員の旅行命令に関すること

- 七 実務上の調査及び照会及び回答に関すること
- 八 各種資料等の調整に関すること
- 九 その他事務局の運営に係る基本方針に関すること

(代決)

第7条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

- 2 会長、副会長がともに不在のときは、局長がその事務を代決する。
- 3 局長が不在のときは、副局長がその事務を代決する。

(公印の取扱)

第8条 協議会の公印の名称、書体、形状、用途、管守者及び個数は、別表第2のとおりとする。

- 2 協議会の公印の管理は、局長がこれを行う。

(文書の取扱)

第9条 文書は、局長が收受し、正確かつ迅速に取り扱い事務が円滑に執行されるよう処理しなければならない。

- 2 文書番号は一連とし、頭書は「田角西合併協」とする。
- 3 決裁を要する文書の決裁区分は、次のとおりとする。

- 一 会長決裁のもの 甲
- 二 局長限りのもの 乙

(職員の服務)

第10条 職員の服務及び勤務時間その他勤務条件については、事務所の所在する町村の例による。

(給与等)

第11条 職員の給与、共済費等については、それぞれ属する町村の負担とする。

- 2 職員の旅費については、事務所の所在する町村の例によるものとし、協議会が支給する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

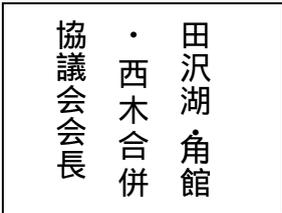
附 則(平成15年6月27日決裁)

この規程は、平成15年6月27日から施行する。

別表第1 (第3条 事務分掌関係)

総務班	計画班
1 庶務及び会計に関すること 2 合併の諸手続きに関すること 3 協議会の会議に関すること 4 合併に係る広報に関すること 5 合併に係る資料の編纂に関すること 6 人事に関すること 7 報酬等の支給に関すること 8 国、秋田県との連絡調整に関すること 9 合併の方式に関すること 10 合併の期日に関すること 11 新市の名称に関すること 12 新市の事務所の位置に関すること 13 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること 14 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること 15 特別職の職員の身分の取扱いに関すること 16 一般職の職員の身分の取扱いに関すること 17 事務組織及び機構の取扱いに関すること 18 一部事務組合等の取扱いに関すること 19 協議会ホームページに関すること 20 その他、他の班に属さないこと	1 新市将来構想の策定に関すること 2 市町村建設計画の策定に関すること 3 電算システムの統合に関すること 4 条例、規則等の取扱いに関すること 5 負担金、分担金等の取扱いに関すること 6 使用料、手数料等の取扱いに関すること 7 補助金、交付金等の取扱いに関すること
	第一班 1 財産の取扱いに関すること 2 地方税の取扱いに関すること 3 町・字名の取扱いに関すること 4 公共的団体の取扱いに関すること 5 慣行の取扱いに関すること 6 財政計画に関すること 7 予算編成に関すること 8 産業建設事業の取扱いに関すること
	第二班 1 国民健康保険事業等の取扱いに関すること 2 老人保健事業の取扱いに関すること 3 介護保険事業の取扱いに関すること 4 保健衛生事業の取扱いに関すること 5 交通安全に関すること 6 消防及び防災に関すること 7 文教に関すること 8 民生福祉事業に関すること

別表第2 (第8条 公印関係)

名称	書体	形状	寸法	用途	管守者	個数
会長印	隷書体		方 18mm	一般文書用	局長	1